

◎高知県青少年保護育成条例施行規則

改正
 昭和五十三年三月二十七日 規則第十号
 昭和五十八年十二月二十四日 規則第五十六号
 昭和六十年三月二十三日 規則第七号
 平成八年十二月六日 規則第一一七号
 平成二十一年五月二十二日規則第五十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、高知県青少年保護育成条例(昭和五十二年高知県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(有害図書類とする図書類の内容)

第二条 条例第十一条第二項第一号及び第二号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを描写した絵又は被写体とした写真(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

- ・ 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大たい部を開いた姿態
 - ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
 - ハ 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
 - ニ 自慰の姿態
 - ホ 排せつの姿態
 - ヘ 緊縛の姿態
- ・ 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 性交又はこれを連想させる行為
 - ロ ごうかんその他りよう辱行為
 - ハ 同性間の行為
 - ニ 変態性欲に基づく行為

2 条例第十一条第二項第三号及び第四号の規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(有害図書類の陳列方法)

第三条 条例第十一条の二第一項に規定する有害図書類の陳列方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列すること。
- (二) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に陳列すること。
- (三) 有害図書類から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下この号において「張り出し仕切り板」という。)を設け、張り出し仕切り板と張り出し仕切り板との間に陳列すること。

し仕切り板との間に陳列すること。
 (四) 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。

(五) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧することができない状態にして陳列すること。

(興行者の揭示)

第四条 条例第十二条第三項の規定による揭示は、別記第一号様式によってしなければならない。

(自動販売機に係る届出事項及び届出書)

第五条 条例第十六条の三第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ・ 販売する物品の種類
 - ・ 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ・ 自動販売機の使用開始予定年月日
- 2 条例第十六条の三第一項の規定による届出は、別記第二号様式によってしなければならない。
- 3 条例第十六条の三第二項から第四項までの規定による届出は、別記第三号様式によってしなければならない。

(深夜営業者の揭示)

第六条 条例第十九条第四項の規定による揭示は、別記第四号様式によってしなければならない。

(立入調査等証明書)

第七条 条例第二十八条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記第五号様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(高知県青少年保護育成条例施行規則の廃止)

2 高知県青少年保護育成条例施行規則(昭和三十三年高知県規則第四十七号)は、廃止する。

(高知県幡多事務所長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

3 高知県幡多事務所長に対する事務の委任等に関する規則(昭和三十九年高知県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。
 第四条第三十二号の二中「昭和三十三年高知県条例第二十三号) 第四十一条の規定による立入調査」を「昭和五十二年高知県条例第三十二号) 第二十八条の規定による立入調査等」に改める。

(福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

4 福祉事務所長に対する事務委任規則(昭和二十九年高知県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。
 本規則第三十六号中「昭和三十三年高知県条例第二十三号) 第

十一号の規定により立入調査」を「(昭和五十二年高知県条例第三十二号) 第二十八条の規定による立入調査等」に改める。

(高知県立児童相談所規則の一部改正)

5 高知県立児童相談所規則(昭和二十七年高知県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

三 第一項に規定するもののほか、高知県青少年保護育成条例(昭和五十二年高知県条例第三十二号)第二十八条の規定による立入調査等を所属職員のうち、知事が指定した者に命ずる権限を所長に委任する。

附 則(昭和五十八年十二月二十四日規則第五十六号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の規定による届出)

2 この規則による改正後の高知県青少年保護育成条例施行規則第三条第二項の規定は、高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(昭和五十八年高知県条例第十七号) 附則第二項本文の規定による届出について準用する。

附 則(昭和六十三年三月二十三日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年十二月六日規則第一一七号)

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則(平成二十一年五月二十二日規則第五十三号)

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。